

在留届 記入例

受付日付

(別記第12号様式)

筆頭者氏名	ローマ字 パスポート記載のとおりに	(姓 / Surname) GAIMU	(名 / Given name) ICHIRO	パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合 (旧姓 / Former surname) / (別姓 / Alternative surname)	
	フリガナ	(姓) ガイム	(名) イチロウ		
	漢字 戸籍記載のとおりに	外務	一郎	(別名 / Alternative given name)	
パスポート番号		T Q 1 2 3 4 5 6 7	パスポート有効期間満了日 西暦 2036 年 12 月 31 日	生年月日 西暦 1990 年 7 月 1 日	☒ 男 ☐ 女
職業		☒ 民間企業・団体関係者 ☐ 留学生・研究者・教師 ☐ 報道関係者 ☐ ワーキングホリデー ☐ 自由業及び専門的職業関係者 ☐ 政府関係機関職員 ☐ 家事従事者 ☐ その他 ()			在留国国籍 ☒ あり ☐ なし
到着日 西暦 2026 年 4 月 1 日		滞在期間 西暦 2030 年 3 月 31 日まで ※ 未定の場合は予定を記載 ※ 永住の場合は記載不要		滞在目的	☒ 長期滞在 ☐ 永住
本籍		東京 ☒ 都道府県 市郡 (区) 千代田 ☒ 町村 霞が関二丁目1番			
在留地の住所等		郵便番号がある場合には、必ず記載してください 広東省広州市環市東路368号花園酒店3306室 (日本語表記)			
在留地の電話番号		① 123-4567-8910 ② 020-123-4567			
メールアドレス		① ichiro.gaimu@xxxx.com 滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください ② i.gaimu@xxxx.co.jp			
在留地の緊急連絡先		氏名 又は 会社・学校等の所属先 ○○商事 広東 本人との関係 勤務先 住所 広東省広州市天河区天河北路○○号××楼 (日本語表記) 電話番号 020-890-1234 メールアドレス i.gaimu@xxxx.co.jp			
日本国内の連絡先		氏名 (姓) 外務 (名) 太郎 本人との関係 父 住所 〒 東京都港区虎ノ門2-2-1 電話番号 080-1234-5678 メールアドレス taro.gaimu@xxxx.com			
日本国内の所属先 会社・学校等		所属先名 ●●商事株式会社 電話番号 0123-45-6789			

同居家族【続柄： 妻 】

筆頭者氏名	ローマ字 パスポート記載のとおりに	(姓 / Surname) GAIMU	(名 / Given name) HANAKO	パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合 (旧姓 / Former surname) / (別姓 / Alternative surname)	
	フリガナ	(姓) ガイム	(名) ハナコ		
	漢字 戸籍記載のとおりに	外務	花子	(別名 / Alternative given name)	
パスポート番号		T Q 7 6 5 4 3 2 1	パスポート有効期間満了日 西暦 2030 年 8 月 31 日	生年月日 西暦 1992 年 4 月 1 日	☐ 男 ☒ 女
職業		☐ 就業者 ☐ 民間企業・団体関係者 ☐ 留学生・研究者・教師 ☐ 報道関係者 ☐ ワーキングホリデー ☐ 自由業及び専門的職業関係者 ☐ 政府関係機関職員 ☒ 家事従事者 ☐ 児童・生徒・学生 ☐ 未就学児 ☐ その他 ()			日本国籍 ☒ あり ☐ なし 在留国国籍 ☐ あり ☒ なし
到着日 西暦 2026 年 4 月 1 日		滞在期間 西暦 2030 年 3 月 31 日まで ※ 未定の場合は予定を記載 ※ 永住の場合は記載不要		滞在目的	☒ 長期滞在 ☐ 永住
在留地の電話番号		① 123-1234-5678 ②			
メールアドレス		① hanako.gaimu@xxxx.com 滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください ②			
在留地の会社・ 学校等の所属先		電話番号			

裏面に続く

同居家族【続柄： 長女 】									
筆頭者氏名	ローマ字 パスポート記載のとおり	(姓 /Surname)	(名 /Given name)		パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合 (旧姓 /Former surname) / (別姓 /Alternative surname) (別名 /Alternative given name)				
	フリガナ	(姓)	(名)						
	漢 字 戸籍記載のとおり								
パスポート番号	M Q 5 6 7 8 9 1 0	パスポート有効期間満了日 西暦 2029 年 12 月 1 日		生年月日 西暦 2016 年 1 月 1 日		☐ 男 ☒ 女			
職 業	☐ 就業者 ☐ 民間企業・団体関係者 ☐ 留学生・研究者・教師 ☐ 報道関係者 ☐ ワーキングホリデー ☐ 自由業及び専門的職業関係者 ☐ 政府関係機関職員				日本国籍		☒ あり ☐ なし		
	☐ 家事従事者 ☒ 児童・生徒・学生 ☐ 未就学児 ☐ その他 ()				在留国籍		☐ あり ☒ なし		
到着日 西暦 2026 年 4 月 1 日		滞在期間 西暦 2030 年 3 月 31 日まで		※ 未定の場合は予定を記載 ※ 永住の場合は記載不要		滞在目的		☒ 長期滞在 ☐ 永住	
在留地の電話番号		① 123-1234-5678 ②							
メールアドレス		① hanako.gaimu@xxxx.com 滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください ② ichiro.gaimu@xxxx.com							
在留地の会社・学校等の所属先		〇〇日本人学校 電話番号 020-333-4455							

同居家族【続柄： 長男 】									
筆頭者氏名	ローマ字 パスポート記載のとおり	(姓 /Surname)	(名 /Given name)		パスポートに旧姓、別姓・別名の記載がある場合 (旧姓 /Former surname) / (別姓 /Alternative surname) (別名 /Alternative given name)				
	フリガナ	(姓)	(名)						
	漢 字 戸籍記載のとおり								
パスポート番号	M Q 1 1 2 2 3 4 5	パスポート有効期間満了日 西暦 2029 年 12 月 1 日		生年月日 西暦 2018 年 10 月 1 日		☒ 男 ☐ 女			
職 業	☐ 就業者 ☐ 民間企業・団体関係者 ☐ 留学生・研究者・教師 ☐ 報道関係者 ☐ ワーキングホリデー ☐ 自由業及び専門的職業関係者 ☐ 政府関係機関職員				日本国籍		☒ あり ☐ なし		
	☐ 家事従事者 ☐ 児童・生徒・学生 ☐ 未就学児 ☐ その他 ()				在留国籍		☐ あり ☒ なし		
到着日 西暦 2026 年 4 月 1 日		滞在期間 西暦 2030 年 3 月 31 日まで		※ 未定の場合は予定を記載 ※ 永住の場合は記載不要		滞在目的		☒ 長期滞在 ☐ 永住	
在留地の電話番号		① 123-1234-5678 ②							
メールアドレス		① hanako.gaimu@xxxx.com 滞在期間終了後にも使用可能なメールアドレスを少なくとも一つ記載してください ② ichiro.gaimu@xxxx.com							
在留地の会社・学校等の所属先		〇〇日本人学校 電話番号 020-333-4455							

【注意事項】

- 旅券法第16条の規定により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する在外公館に在留届を提出することが義務付けられています。また、届出事項に変更が生じたときは、必ずその旨を届け出る必要があります。
- 以下の場合には、当館管轄区域から転出したものとして扱わせていただきます。
 - 在留届に登録されている滞在終了予定日から、1年以上経過した場合
 - 在外公館から、1年以上の期間にわたり、連絡を取ることができない場合
 - 日本の市区町村に転入届を提出し、又は日本に入国後1年以上出国しないなど、生活の本拠が日本国内にあると判断される場合
 - パスポートの有効期間満了日から1年以上経過している場合
 - 在留届に登録された住所に居住していない場合
- 以下の場合には、在外公館が在留届の登録情報の追加・修正・削除を行います。
 - 新しいパスポートが交付された場合（パスポート情報）
 - 証明、パスポートその他の行政サービスの申請の際に提出された申請書や疎明資料に記載の情報と、在留届の登録情報とが異なる場合（氏名、パスポート情報、住所、電話番号、本籍等）
 - 在留届の登録情報の一部が、誤って登録されたものであることが明らかであるか、又は既に無効であることが確認された場合
- 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関すること、在外選挙人名簿登録申請受付等の在外公館による領事サービスの提供のために利用するほか、必要に応じ国際協力のために利用します。また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として利用することがあります。
- 記載していただいたメールアドレスには、在外公館や外務省から各種のお知らせを送信します。また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全に関わる危険が生じ得る場合には、メール、電話、SMSなど可能な限りの方法で情報を提供します。